

# 超国家法的仲裁への希求

## —フランスにおける仲裁合意の人的範囲の拡張事例を契機として—

越智 幹仁

神戸大学大学院法学研究科 博士後期課程

### はじめに（序）

国際仲裁は、国際取引から生じる紛争を解決する代表的な手段である。国際取引のますますの活発化に比例して、国際仲裁の事件数も増えてきている。例えば、国際仲裁において代表的な仲裁機関の一つである国際商業会議所（ICC）の統計によると、ICCに申立てられた仲裁事件の数は、2000年代初頭は500件から600件の間で推移しているが、2014年は791件、2015年では801件と目に見えて増えている<sup>1</sup>。

さらに、近年の国際仲裁の傾向として、多数当事者仲裁の事件数も増えていることがいえる。同じくICCによる統計では、ICCに申立てられた事件のうち、多数当事者が関与する事件の割合は、2014年では18%であるのに対し、2015年では34%である<sup>2</sup>。また後述のように、仲裁機関において、仲裁規則の改正により第三者の手續参加が容易化された

ことが注目される。

国際仲裁における第三者の手續参加を容易にすることは、国際取引のニーズに適うといえる。ICCが本部を置き、国際仲裁の一大中心地としての名声を築いているパリを擁するフランスでは、国家として仲裁に親和的な態度をとり、現在の国際仲裁の隆盛を支えてきたことを自負している<sup>3</sup>。本稿で検討する仲裁合意の拡張事例でも、仲裁合意の効力を最大限に認め、第三者の仲裁手續の参加を広く認めようとする姿勢が窺われる。

後述のように、第三者の仲裁手續の参加にあたっては、仲裁合意の存否がその障害となりうる。他方で、裁判所による訴訟手續では、裁判所は自国の民訴法のルールにしたがって第三者を手續に含めることができ、必ずしも当事者や第三者の同意に縛られることはない。2015年に設立されたシンガポール国際商事裁判所（SICC）でも、この点を仲裁手續に対する魅力の一つとして発信している<sup>4</sup>。より有効な紛争解決手段を目指して、

<sup>1</sup> ICCへの仲裁申立件数は、ICC Bulletinの毎年第1号に掲載される*Statistical Report*で確認できる。

<sup>2</sup> 2015 *ICC Dispute Resolution Statistics*, 27(1) *ICC Dispute Resolution Bulletin*, 2016, 7 at 8

<sup>3</sup> Ministère de l'Économie, des Finances et de l'Industrie & Ministère de la Justice, *Rapport sur Certains facteurs de renforcement de la compétitivité juridique de la place de Paris*, établie par M. Prada, mars 2011

<sup>4</sup> SICCのウェブサイトより（<http://www.sicc.gov.sg/About.aspx?id=21> 2017. 5. 15最終確認）。SICCにおける第三者手續参加はシンガポール裁判所規則に規定されている（Singapore Rules of Court, O.110, r.9, O.15, r.4）。シンガポールは、2015年にハーグ管轄合意条約の締約国にもなったが、同条約の下でSICCの判決の国際的通用力の向上を狙ったものといえる。しかし、同規則によって参加させた第三者に対する判決が、管轄合意に基づく判決の国際的な承認執行を定めたハーグ条約の下で国際的な通用力を持つのかは、今のところ不透明である（Landrecht, J., *The Singapore International Commercial Court (SICC) – an Alternative to International arbitration?*, 34(1) *ASA Bull.* 2016, 112 at 117）

国際仲裁のあり方を今一度考えるべきときが来ていると思われる。

本稿では、フランスにおける仲裁合意の人的範囲の拡張事例について、その背景にあるフランスに特有の「国際仲裁観」を含めて検討し、これからの仲裁について考える契機としたいと思う。

## I 第三者の手續参加と仲裁合意の人的範囲の拡張

### 1 第三者の手續参加

国際仲裁においては、第三者の手續参加を容易なものにする傾向が見られる。国際取引においては、大型で複雑な案件が扱われることが少なくないことから、一つの案件に多数の利害関係人が関与していることが考えられる<sup>5</sup>。第三者を手續に参加させて一つの仲裁手續による紛争解決を目指すことで、手續に係る費用を最小限に抑え、また多重手續から生じる判断の矛盾や、多重執行を回避することができる<sup>6</sup>。

直近では、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)が仲裁規則を改正した(2016年8月効力発生)。新しい規則では、第三者が仲裁合意に拘束されることが疎明された場合には、仲裁廷は、事案の状況を考慮して、当該第三者を追加当事者として仲裁手續に参加さ

せることができるようになった(第7条10項、8項a。仲裁廷構成前につき、第7条4項、1項aも参照)。ICCでも、すべての当事者を拘束する一つの仲裁合意の一応の存在が認められた場合には、第三者を追加当事者として仲裁手續に参加させることができる(ICC仲裁規則〔2012年〕第6条4項(i)参照)<sup>7</sup>。

このように、仲裁機関による仲裁規則においては、当該第三者が仲裁合意をしているとは明示的に認められない場合であっても、一応確からしいと思われる場合には、第三者を仲裁手續に参加させることを認めるルールが形成されている<sup>8</sup>。

### 2 仲裁合意の人的範囲の拡張

仲裁によって事件を解決するためには、当事者が仲裁合意をしていなければならないことは、仲裁の大原則である。国際仲裁における第三者の手續参加では、この大原則をどう克服するかが、従来盛んに議論されてきた<sup>9</sup>。そして、その解決策の一つとして、仲裁合意の人的範囲を第三者に「拡張する(extension)」という手法が採られている<sup>10</sup>。

通常、当事者の仲裁合意は、契約書の中に挿入されている仲裁条項によって認定されることが多く、仲裁条項を含む契約書に署名することによって、仲裁条項にも同意したもの

<sup>5</sup> J.-M. Jacquet, *Droit du commerce international*, 3<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2014, para. 1116; P. Tercier, *La légitimité de l'arbitrage*, *Rev. arb.* 1984, p. 653, at 659 et seq.

<sup>6</sup> Loquin, E., *L'arbitrage du commerce international*, Lextenso, 2015, para. 151

<sup>7</sup> ICC仲裁規則は、2017年に改正され、3月1日から発効しているが、第三者の参加に関しては改正前と変更はない。

<sup>8</sup> HKIAC管理仲裁規則〔2013年〕27条、JCAA仲裁規則〔2015年〕52条(仲裁廷成立後は参加者の書面による同意が必要)など

<sup>9</sup> Born, G., *International Commercial Arbitration*, 2<sup>nd</sup> ed., Kluwer Law International, 2014, p. 1404 et seq.; Blackaby, N., et al., *Redfern and Hunter on International Arbitration*, 6<sup>th</sup> ed., Oxford University Press, 2015, para. 2.42 et seq.; Castele, L. B. van de, *Les principes fondamentaux de l'arbitrage*, Bruylant, 2012, para. 273 et seq.; Poudret, J.-F., & Besson, S., *Comparative law of International Arbitration*, 2<sup>nd</sup> ed., Sweet & Maxwell, 2007, para. 250 et seq.; Sandrock, O., *Arbitration and Group of Companies*, in: *Festschrift Pierre Lalive*, 1993, at 625 et seq.

<sup>10</sup> Seraglini, Ch. & Ortscheidt, J., *Droit de l'arbitrage interne et international*, Montchrestien, 2013, para. 711; Jacquet, *supra* note 5, para. 1119

と扱われる。その後、仲裁手続が開始された場合、契約書中には当事者として名前が挙げられていないものの、当事者の親会社や、契約に何らかの形で関係した者を手続に参加させることがありうる。契約の関係者に対する責任の追及や、より資力のあると見込まれる者に対する仲裁判断の獲得を企図して、こうした第三者の手続参加が求められることが多いようである。

こうした場合に、元々の契約に挿入されている仲裁条項の効力の範囲を、非署名者にも及ぼして仲裁手続に参加させるとというのが、仲裁合意の人的範囲の「拡張」である。これによって、仲裁廷は、当該非署名者に対しても管轄権を行使し、仲裁判断を下すことができる。

ところが、仲裁合意の拡張によって、契約に署名していないにも拘らず、契約に含まれる仲裁条項に服させるという処理は、それを不服とする当事者（多くの場合は非署名者）の反発を生んでいる。例えば、2011年のDallah事件では、パキスタン政府が自らの仲裁合意の存在を最後まで争い、その結果、紛争が発生した1997年～98年ころから、2011年にパリ控訴院がパキスタン政府の仲裁判断の取消しの申立てを退けて仲裁判断の執行を認めるまで、実に10年以上もの長い年月がかかった。また、この事件では、仲裁判断の執行がまずイングランドで求められた

が、同国の裁判所は、フランスの判例法理を適用しながらも、パリ控訴院とは正反対に、パキスタン政府の仲裁合意を否定して仲裁判断の執行を認めなかった事例としても有名である<sup>11</sup>。多数当事者紛争における国際仲裁の問題点が浮き彫りとなった典型例といえよう。

## II フランス裁判例における仲裁合意の拡張事例の検討

それでは、フランスでの1980年代から現在に至るまでの裁判例において、仲裁合意が契約に署名していない者に対して拡張されたとされる事例を検討していく。まず、関連裁判例を時代順に検討して、仲裁合意の拡張についてのフランスの判例法理とはどのようなルールなのかを見たらう。次に、その判例法理が適用されるにあたって、どのような事実が考慮されているかを分析する。

### 1 関与ルールの発展

比較法的に見て、仲裁合意の人的範囲の拡張を認めるための理論は様々である。フランスでは、「国際的な仲裁条項の効力は、契約及びそれから生じうる紛争に直接関与した当事者に拡張される」という判例法理が定立されている<sup>12</sup>。この判例法理を、本稿では「関与ルール」と呼称する<sup>13</sup>。

<sup>11</sup> Dallah Real Estate & Tourism Holding Company v. Ministry of Religious Affairs, Government of Pakistan, [2008] EWHC 1901 (Comm), [2008] App.L.R. 08/01 (1 August 2008); [2009] EWCA Civ. 755; [2010] UKSC 46

<sup>12</sup> Paris, 21 oct. 1983, *Rev. arb.* 1984, p. 98, note A. Chapelle; Pau, 26 nov. 1986, *Rev. arb.* 1986, p. 153, note A. Chapelle; Paris, 30 nov. 1988, *Rev. arb.* 1989, p. 691; Paris, 31 oct. 1989, *Rev. arb.* 1992, p. 90; Paris, 28 nov. 1989, *Rev. arb.* 1990, p. 675, note P. Mayer; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 25 juin 1991, *Rev. arb.* 1991, p. 453, note P. Mayer; Paris, 11 janv. 1990, *Rev. arb.* 1992, p. 95, note D. Cohen; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juin 1991, *Rev. arb.* 1992, p. 73, note D. Cohen; Paris, 7 déc. 1994, *Rev. arb.* 1996, p. 245, note Ch. Jarrosson; *RTDcom.* 1995 p. 401 obs. E. Loquin; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 21 mai 1997, *Rev. arb.* 1997, p. 537; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juil. 1996, *JCP G* 2006 I 187 n° 11, obs. Ch. Seraglini; *D.* 2006, pan. 3028, obs. Th. Clay; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 27 mars 2007, *Rev. arb.* 2007, p. 785, note J. El-Ahdab; *RTD com.* 2007, obs. E. Loquin; *D.* 2007, p. 2077, obs. S. Bollée, *JCP G* 2007, I 168 obs. Ch. Seraglini; Paris 17 févr. 2011, *Rev. arb.* 2012, p. 369, note F.-X. Train; *JDI* 2011, p. 8, note I. Michou; Paris, 28 oct. 2014, *D.* 2014, pan. 2543, obs. Th. Clay; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 8 juin 2016 ([https://www.africaintelligence.fr/c/dc/MC/1206/Arret\\_Cour\\_Cassation\\_Kharafi.pdf](https://www.africaintelligence.fr/c/dc/MC/1206/Arret_Cour_Cassation_Kharafi.pdf))

## 7. 超国家法的仲裁への希求

この「関与ルール」は、フランスでは1980年代からの事例の蓄積があり、どの裁判例も、契約に署名していなくとも、契約への関与を理由に、仲裁合意の効力を当該非署名者に及ぼすという点では一致している。しかし、非署名者の仲裁合意をどのように認定するのかという点で、理由づけに差異が見られる。そこで、裁判例の理由づけの部分に着目して、共通した傾向を持つ事例ごとに分けてみると三つの時代区分に分けることができ、さらに、すべての事例が、概ね、時代順に並ぶことが分かる。したがって、これらの事例は、それぞれ別個の理論によって仲裁合意の拡張を認めたとというよりは、一連の事例をすべて関与ルールの適用事例と一括して考えて、フランスの裁判所は、時代の流れによって、同ルールを洗練させていったと理解する方が、より自然であると思われる。

以下では、上記の三つの時代区分ごとに、裁判所が非署名者の仲裁合意についてどのように扱って、その者に対する仲裁合意の拡張を肯定したかを検討する。

### (1) Phase 1 : 全当事者の意思の探求

まず、Phase 1 として、1980年代の裁判例を検討する<sup>14</sup>。この時期の裁判例では、契約の締結、履行、終了の各段階における状況を分析し、非署名者が契約に含まれる仲裁条項に拘束される旨の、手続の全当事者の共通の意思を認定するという手法が採られているという特徴がある。

代表的な事例が1983年のDow Chemical事件判決である。これは、フランスの裁判所が関与ルールを適用した最初の事例とされている。

同事件の事実関係を簡単に説明すると、米国のC1を親会社に持つDow Chemicalグループに所属する、スイス法人の子会社C3と孫会社C4が売主として、フランスのR社を買主として、断熱材販売契約が締結された。その後、断熱材に起因する損害の賠償を求めて、同グループに属するC1～C4が、断熱材販売契約に含まれる仲裁条項を援用して、仲裁手続を開始した。これに対し、R社は、C1とC2は契約に署名していないことを理由に、仲裁廷の管轄権を争った。仲裁廷は、1982年に中間仲裁判断を下して、非署名者C1とC2に対する管轄権を肯定した<sup>15</sup>。

「法人格が異なるにも拘らず、企業グループが同一の経済的実体を構成しているときは、仲裁廷は管轄権を判断するにあたり、これを考慮しなければならない。とりわけ、企業グループに属するいくつかの企業が明示的に同意した仲裁条項は、当該条項を含む契約の締結、履行又は終了における役割に鑑み、また手続のすべての当事者の共通の意思に従って、契約の真の当事者の外観や、契約や契約から生じうる紛争に影響を受けるような外観を有している他の会社を拘束する<sup>16</sup>」

R社は当該中間仲裁判断の取消しを申立て

<sup>13</sup> Born, *supra* note 9, p. 1444など、フランス国外では、同ルールは「group of companies doctrine (グループ企業論)」として紹介され、議論されている。確かに、本稿で検討するフランスの一連の裁判例の中には、グループ企業内部での仲裁条項の拡張が問題とされた事例は数多いが、グループ企業の事例のみに限られるものではない。また、グループ企業の事例であっても、グループ企業に所属していることだけを理由として仲裁条項が拡張されるわけではなく、当該会社が契約に関与していることが拡張を認める根拠とされている。したがって、「グループ企業論」という呼称は、フランスで形成されている判例法理について適切な理解を反映するものとは言えないと思われる。

<sup>14</sup> Paris, 21 oct. 1983; Pau, 26 nov. 1986; Paris, 31 oct. 1989, *Rev. arb.* 1992, p. 90

<sup>15</sup> ICC n° 4131, interim award, 23 sep. 1982, *JDI* 1983, p. 899, note Y. Derains; *Rev. arb.* 1984, p. 137

<sup>16</sup> *ibid.*, *Rev. arb.* 1984, p. 148

たが、パリ控訴院はこれを棄却した<sup>17,18</sup>。

「上述の契約及び契約の交渉、終了の際に交わされた書類を最終的に (soveraine) 解釈することにより、利害関係を有するすべての当事者の共通の意思に従って、C 1 及びC 2 は、仲裁合意に実際に署名してはいないが、当該合意の当事者であり、仲裁条項は両者に対して適用することができる<sup>19</sup>」

1986年のSponsor AB事件では、ポー控訴院は、Dow Chemical事件の仲裁廷の判断を、ほぼそのまま踏襲して、仲裁条項の効力が非署名者に拡張されることを認めた<sup>20</sup>。

## (2) Phase 2 : 黙示の仲裁合意の推定

続いて、Phase 2 として、80年代末から90年代にかけての裁判例を検討する<sup>21</sup>。この時期の裁判例では、Phase 1 に見られた、手続のすべての当事者の共通の意思の探求という手法は採られなくなり、契約に署名していないにも拘らず契約に関与したという行動から、契約に含まれる仲裁条項に服する旨の黙示の同意が推定されている。学説では、この黙示の仲裁合意の推定は、契約に関与したという非署名者の行為から、その者が契約に含まれる仲裁条項の存在を認識していたことを推定し、さらに、仲裁条項を黙示的に受け入れたと推定するという、「二重の推定 (double présomption)」と解されている<sup>22</sup>。

また、このPhase 2 の特徴として、事例はパリ控訴院の裁判例に集中しており、パリ控

訴院は関与ルールに則って非署名者が仲裁条項の効力に拘束されると認めたのに対し、破棄院は、パリ控訴院の判断の結論は支持したものの、関与ルールを適用した理由づけの部分は支持せず、別の理由づけによって仲裁合意の拡張を認めたという点が挙げられる<sup>23</sup>。

この時期の代表的な裁判例が、1990年のOrri事件である。この事件では、サウジアラビア国籍を持つO氏が所有しているいくつかの会社がSaudi Europe Linesというグループ会社を構成していた。このグループと、フランスのE社との間で、同じ日、場所で、「合意書 (accord)」と「契約書 (contrat)」という二つの書面が作成された。合意書の方は、O氏と、子会社の一つであるS社の代表者であるA氏により署名された。それに対して、仲裁条項が含まれていた契約書の方には、O氏の署名はなく、A氏が、契約書に印字されていたO氏の名を消してグループの名前とともに署名していた。

仲裁廷は、O氏に対する管轄権を肯定して、O氏に対して支払いを命令した。これに対してO氏は、仲裁判断の取消しをパリ控訴院に申立てた。

パリ控訴院は、主として関与ルールに立脚して、仲裁条項の拡張を認めた：

「国際取引の慣習によると、国際契約に挿入された仲裁条項は、固有の範囲と効力を有するのであり、その適用は、契約の履行やそれから生ずる紛争に直接関与した当

<sup>17</sup> 仲裁判断の取消しの申立ては、仲裁判断がされた地の控訴院が管轄する (仏民法1519条1項)。

<sup>18</sup> Paris, 21 oct. 1983, *Rev. arb.* 1984, p. 98

<sup>19</sup> *ibid.*, p. 100

<sup>20</sup> Pau, 26 nov. 1986, *Rev. arb.* 1986, p. 153

<sup>21</sup> Paris, 30 nov. 1988; Paris, 28 nov. 1989; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 25 juin 1991; Paris, 11 janv. 1990; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juin 1991; Paris, 7 déc. 1994; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 21 mai 1997

<sup>22</sup> Seraglini & Ortscheidt, *supra* note 10, para. 713; Castelee, *supra* note 9, para. 282

<sup>23</sup> Cotunav事件 (Paris, 28 nov. 1989; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 25 juin 1991) や Orri 事件 (Paris, 11 janv. 1990; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juin 1991) 参照。

## 7. 超国家法的仲裁への希求

事者に拡張される。なぜなら、彼らの契約の状況や活動、当事者間に存在する通常の商取引関係からは、たとえ彼らが仲裁条項を含む契約に署名していなかったとしても、彼らがある存在や範囲について認識していた仲裁条項に同意していたことが推認されるからである<sup>24</sup>」

また、その理由づけを補強する形で、E社の真の契約相手であるO氏は、契約書に署名したA氏の影に隠れたことは、O氏個人が真の契約の相手方であることを隠蔽することを意図した明らかな不正行為である点も指摘されている。同時に、Orri氏が会長を務めるすべての会社はグループ企業を構成しており、グループ企業全体で、Orri氏の指揮に服する一つの経済的一体性を構成していたことにも言及されている。

これに対してO氏は破棄院に上告したが、破棄院は、パリ控訴院が採った結論は支持したものの、理由づけのうち関与ルールに関する部分は採用せず、またグループ企業に関する言及も見られない：

「« Saudi Europe Line »とは単なる呼称に過ぎず、O氏はその呼称の下で個人的に海上商取引を行っていた。O氏が背後に隠れて契約に明示された署名者に契約当事者の地位を付与したのは、契約の真の当事者を偽ることを意図した策謀に過ぎず、不正行為 (fraude) を構成する<sup>25</sup>」

### (3) Phase 3 : 拡張の「客観化」

最後に、Phase 3として、2000年代以降の裁判例を検討する<sup>26</sup>。この時期の裁判例は、

破棄院においても、関与ルールによって仲裁合意の拡張を肯定されている。また、その際にもはや当事者の意思に言及することなく、非署名者による契約への関与から、直ちに拡張を肯定している。そのため、仲裁合意の拡張が「客観化 (objectivation)」したと指摘されている<sup>27</sup>。

この時期の代表例が、2007年のABS判決である。この事件では、Y<sub>3</sub>が製造した電子チップが、Y<sub>1</sub>が製造する電子機器に組み込まれ、A社を経て最終的にX社へと売買された。電子チップに起因する機械の故障を理由に、X社がY<sub>1</sub>~Y<sub>3</sub>を被告として、フランスの裁判所に損害賠償を求めて提訴した。これに対して、Y<sub>2</sub>は、自らの親会社であるY<sub>1</sub>がA社と結んだ売買契約に含まれる仲裁条項を援用して、フランスの裁判所の管轄権を争った。

破棄院は、「国際的な仲裁条項の効力は、契約及びそれから生じうる紛争に直接関与した当事者に拡張される」と述べて、Y<sub>1</sub> - A間の契約に含まれる仲裁条項の効力がY<sub>2</sub>に拡張されるとした原審の判断を支持し、X社による上告を棄却した<sup>28</sup>。この判断には、非署名者であるY<sub>2</sub>の黙示の同意といった言及は一切なく、Y<sub>2</sub>が、Y<sub>1</sub>からA社に引渡された製品の検品手続に関与したという客観的事実が認定されたのみである。

Dallah事件 (2011年) でも、非署名者であるパキスタン政府の行動という客観的な事情のみを理由として、仲裁合意の拡張が認められている<sup>29</sup>。

<sup>24</sup> Paris, 11 janv. 1990, *Rev. arb.* 1992, p. 95, at p. 97

<sup>25</sup> Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juin 1991, *Rev. arb.* 1992, p. 73

<sup>26</sup> Cass., 1<sup>re</sup> civ., 27 mars 2007; Paris 17 févr. 2011, *Rev. arb.* 2012, p. 369; Paris, 28 oct. 2014; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 8 juin 2016

<sup>27</sup> Castele, *supra* note 9, para. 288

<sup>28</sup> Cass., 1<sup>re</sup> civ., 27 mars 2007

<sup>29</sup> Paris, 17 févr. 2011

#### (4) 小 括

以上、関与ルールに関するフランスの裁判例を、三つの時代区分に分けて検討した。フランスの裁判所は、関与ルールによって、非署名者が関与した契約に含まれる仲裁条項の効力が、当該非署名者を拘束するか否かを判断している。その理由づけは、初期の裁判例は、手続の全当事者の共通の意思を探求して非署名者の仲裁合意を認定するという手法を取っていたのが、その後契約に関与した非署名者の黙示の仲裁合意を推定するという手法に変わり、さらに、現在では当事者の意思には言及せずに、契約に関与した非署名者に対して仲裁合意の効力を拡張するという手法に変遷している。

## 2 関与ルールの一貫性と近年の変化の傾向

関与ルールの一連の事例を見ると、仲裁合意の拡張に際して着目された事実関係がある程度共通していることが分かり、どのような関与をすれば仲裁合意が拡張されることになるのかについて、一定の予見可能性があるといえる。ただし、近年では、より緩やかに仲裁合意の拡張を肯定した事例も見られる。

### (1) 仲裁合意の拡張に際して考慮された事実・事情の共通性

関与ルールに対しては、国内外から、どのような関与をすれば仲裁合意の効力が及ぶこ

とになるのか、基準が不明確ではないかという批判が寄せられている<sup>30</sup>。そこで、関与ルールが適用されるにあたり、どのような具体的事実に基づいて、仲裁合意の拡張を認めてきたのかを検討し、「関与」の態様についての下位基準を探ってみることとする。

一連の事例において、事実関係を分析すると、上述の時代区分に関係なく、概して五つの事実関係に着目して、仲裁合意の拡張が肯定されていることが分かる<sup>31</sup>。

一つ目は、契約の当事者とはならないにも拘らず、非署名者が契約締結前の交渉の場に参加している点である<sup>32</sup>。二つ目に、非署名者が、少なくとも形式上は契約の当事者ではないものの、契約に起因する義務の全部又は一部を担っている点である<sup>33</sup>。三つ目には、契約に当事者として署名した者と署名者の関係について、例えば親会社と子会社のように支配関係がある点や、契約に係るプロジェクトを実行するために別法人を設立し、その別法人に契約の当事者として署名させている点である<sup>34</sup>。四つ目に、契約締結後も、相手方との交渉・連絡は主に非署名者との間で行われていたこと、とりわけ、その際に非署名者の社章が押されていたことや、非署名者の名称がレターヘッドに印刷されていた便箋が使用されていたことが挙げられる<sup>35</sup>。五つ目は、非署名者が、契約の目的物の商標権<sup>36</sup>や所有権<sup>37</sup>、あるいは、親会社でありかつ契約の署

<sup>30</sup> Seraglini & Ortscheidt, *supra* note 10, paras. 713, 596

<sup>31</sup> Poudret & Besson, *supra* note 9, paras. 250, 255-257; Fouchard, Ph., et al., *Traité de l'arbitrage commercial arbitral*, Litec, 1996, para. 499; Hanotiau, B., *Complex Arbitrations*, Kluwer law international, 2005, para. 202

<sup>32</sup> ICC n° 4131, interim award, 23 sep. 1982 (ただし仏子会社につき) ; Pau, 26 nov. 1986; Paris, 31 oct. 1989; Paris, 11 janv. 1990; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 25 juin 1991; Paris, 17 févr. 2011

<sup>33</sup> ICC n° 4131, interim award, 23 sep. 1982 (仏子会社につき) ; Paris, 28 nov. 1989; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 27 mars 2007; Paris, 28 oct. 2014, RG n° 13/18811

<sup>34</sup> ICC n° 4131, interim award, 23 sep. 1982 (仏子会社、米親会社双方につき) ; Pau, 26 nov. 1986; Paris, 31 oct. 1989; Paris, 30 oct. 1988; Paris, 11 janv. 1990; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 25 juin 1991; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juil. 2006; Paris, 17 févr. 2011

<sup>35</sup> ICC n° 4131, interim award, 23 sep. 1982 (仏子会社につき) ; Paris, 11 janv. 1990; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juil. 2006; Paris, 17 févr. 2011

## 7. 超国家法的仲裁への希求

名者である会社が製造した物品を、非署名者である子会社が親会社を代表して販売する権限を有していたこと<sup>38</sup>というように、非署名者が契約の目的物について何らかの権限を有していた点である。

裁判所が着目した事実は、大体において、以上の5点に収斂しているといえ、どのような関与をすれば仲裁合意が拡張されるのかは、ある程度予測可能ではないか。上記5点は、いずれも、契約関係を形成、維持、終了するうえで極めて重要な役割を果たしていたことを裏付けるものである。また、多くの裁判例で、非署名者が契約の真の当事者の外観を有すると評価されているのも、各非署名者の関与がそれほど重要なものであったことを示すものといえる<sup>39</sup>。

後述するRoger判決とABS判決を除いて、すべての事例において、非署名者の関与が、契約に係るプロジェクトの実現に不可欠なほど重要な寄与をしていたといえる。これらの事実関係に照らせば、すべての事例において、非署名者が仲裁条項の効力に拘束されるとした裁判所の判断は、妥当であったと思われる。

### (2) 近年の事例に見られる拡張の緩和傾向

以上の事実関係の分析から、Phase 3では、それまでと比べ、仲裁合意の拡張が緩やかになる傾向が見られる。

フランスの裁判所が採用している関与ルールの基準の明確性は、「非署名者の関与が、契約に係るプロジェクトの実現のために重要な寄与といえるか」否かという定式を立てる

ことにより、ほぼすべての事例が説明できよう。しかし、Phase 3に挙げた事例のうち、ABS判決やRoger判決では、判決文に示されている事実からは、当該非署名者の関与が契約に係るプロジェクトの実現のために重要な寄与であったかどうか、明らかとは言えないとも思われる。例えば、先述のABS事件では、非署名者の関与は、親会社とその相手方との売買契約によって引渡された製品の検品手続に関与したことが、その者に対する仲裁条項の拡張を肯定する理由として指摘されているが、検品手続に関与したこと自体は、契約に係るプロジェクトの実現のために重要な寄与とまでは言えないのではないか。そのため、Phase 3では、仲裁合意の拡張を緩やかに認める傾向にあるといえる。

## Ⅲ 関与ルールと仲裁合意の自律性

関与ルールがフランスにおいて形成されてきた背景には、フランスでは国際仲裁が、国内法から自律した (autonomie)、超国家的な (transnational) 法秩序に属するという独特な国際仲裁観が影響していると思われる<sup>40</sup>。

国際商取引関係が、国家法の支配を免れて、商慣習 (usages) からなる法 (lex mercatoria) の規律に服するという考え方は古くから見られる<sup>41</sup>。国際商事仲裁においては、紛争の実体問題だけでなく、仲裁手続に関しても、国

<sup>36</sup> ICC n° 4131, interim award, 23 sep. 1982 (米親会社につき)

<sup>37</sup> Paris, 28 oct. 2014

<sup>38</sup> Paris, 30 oct. 1988

<sup>39</sup> Paris, 11 janv. 1990; Paris, 11 janv. 1990; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juin 1991; Cass., 1<sup>re</sup> civ., 11 juil. 2006; Paris 17 févr. 2011

<sup>40</sup> 代表的な著作物として、Gaillard, E., *Aspects philosophiques du droit de l'arbitrage international*, Martius Nijhoff, 2008 (この英訳版として、Gaillard, E., *Legal Theory of International Arbitration*, Martius Nijhoff, 2010) ; Gaillard, E., *L'ordre juridique arbitral : Réalité, Utilité et Spécificité*, 55 *Revue de droit de McGill* 892 (2010) ; Racine, J.-B., *Réflexion sur l'autonomie de l'arbitrage commercial international*, *Rev. arb.* 2005, p. 305



家法ではなく、超国家的な規律に服せしめることが好まれてきた<sup>42</sup>。仲裁廷の権限を基礎づける仲裁合意の解釈の際も同様であり、例えば本稿で紹介したDow Chemical事件では、仲裁廷は「国際取引の慣習 (*usage du commerce international*)」を考慮して仲裁条項の効力と範囲を判断し、非署名者への仲裁合意の拡張を肯定している<sup>43</sup>。

フランスではさらに、国際仲裁において、裁判所は、フランス国内法上要求される制限を緩和ないし撤廃し、国際仲裁に特別に適用される固有のルールを判例法理によって定立してきた<sup>44</sup>。これらの判例法理の一部は、2011年の民訴法の改正の際に明文化された<sup>45</sup>。

ここでは、関与ルールの理論的背景を探るために、こうしたフランス特有の国際仲裁についての考え方について、関与ルールと関連付けながら検討する。

## 1 仲裁合意の国家法からの自律性

フランスでは、仲裁合意は国家法から自律しており、その解釈にはいかなる国家法も適用されないという考え方が採られている<sup>46</sup>。

外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約（1958年）では、仲裁合意が、当事者が準拠法として指定した法令、または、その指定がないときは仲裁地の国の法令により有効でない場合には、仲裁判断の承認執行を拒絶することができること定められ

ている（第5条1項a号）。この規定からは、仲裁合意の準拠法は、当事者の指定した法または仲裁地国法となることが分かる。同様のルールは、日本の仲裁法を始めとして、多くの国で採用されている（日本仲裁法44条2号、45条2項2号。モデル法34条2項a号i、36条a号i）。これは、仲裁合意の準拠法について、当事者の指定、又は仲裁地を連結点として、準拠法を決定するという、抵触法的なアプローチが採られているといえる。

これに対し、フランスでは、仲裁合意の準拠法について、実質法的アプローチを採っているとされる。

代表的な判決が1993年のDalico判決である。この事件では、リビアのトリポリ市とデンマークの会社の間で排水設備の工事の契約が締結された。契約書にはリビア法を準拠法とする旨の条項と、リビアの裁判所を指定する管轄合意が含まれていた。しかし同時に、契約書に付帯された約款にはICCによる仲裁条項があり、デンマークのDalico社は、この条項を援用して仲裁手続を開始した。リビア側は、当該仲裁条項はリビア法に照らして無効であると主張して、フランスの裁判所に仲裁判断の取消しを申し立てたが、破棄院は、リビア法の仲裁条項に対する適用を排除し、同条項を有効だと判断した：

「仲裁に関する国際法の実質規範 (*règle matérielle du droit international de l'arbitrage*) によれば、仲裁条項はそれを

<sup>41</sup> Goldman, B., *Frontière du droit et « lex mercatoria »*, in: *Archives de philosophie du droit. Le droit subjectif en question*, 1964, p. 177 et seq., p. 183

<sup>42</sup> Fouchard, Ph., *L'autonomie de l'arbitrage commercial international*, *Rev. arb.*, 1965, p. 99, at 103

<sup>43</sup> ICC n° 4131, interim award, 23 sep. 1982

<sup>44</sup> Fouchard, *supra* note 42, p. 108

<sup>45</sup> フランスでは、国内仲裁（仏民訴法第4部第1編＝1442条以下）と国際仲裁（同第2編＝1504条以下）とを区別して別個の規律に服せしめる二元論が採用されている。1506条において、国内仲裁に関する規定の一部が国際仲裁にも準用される。

<sup>46</sup> Seraglini & Ortscheidt, *supra* note 10, para. 585 et seq.

## 7. 超国家法的仲裁への希求

含む主契約から独立しており、その存在及び効力は、フランス法の強行法規 (*règles impératives du droit français*) と国際的公序 (*ordre public international*) の留保の下、当事者の共通の意思によって判断されるものであり、いかなる国家の法を適用することを要しない<sup>47</sup>」

仲裁条項の主契約に対する自律性は、フランスでは既に1963年のGosset破棄院判決によって確立されていた<sup>48</sup>。Dalico判決では、さらに進んで、仲裁条項の国家法に対する自律性の原則が確立された<sup>49</sup>。以後、フランスの裁判所は、仲裁合意の解釈にあたって、一切の国家法の適用を排除し、「仲裁に関する国際法の実質規範」に照らして、その有効性を判断している。

「仲裁に関する国際法の実質規範 (*règle matérielle du droit international de l'arbitrage*)<sup>50</sup>」とは、国内仲裁を除いて国際仲裁のみに適用される、国際取引関係を規律するために特別に作られた規範である<sup>51</sup>。これらの規範は、抵触法によることなく、事案に直接適用される規範とされる<sup>52</sup>。また、「国

際的公序 (*ordre public international*)」とは、フランス法の立場から見て国際事件において重要だと考えられている、国際仲裁に適用させるべき最低限のルールを集めたものとされている<sup>53,54</sup>。

フランス法上、国際的な仲裁合意は、広く効力を認められ、その制限は最低限に抑えられている。この緩和されたルールを適用することで、抵触法アプローチで指定されうる国家法に含まれる特異な制限を排除することができる<sup>55</sup>。仲裁合意の国家法からの自律性は、仲裁合意の主契約からの自律性と共に、仲裁合意に対して最大限の効力を保障するものであるといえる<sup>56</sup>。

このような態度は現代では国際仲裁の規律の近代化が世界的に進んでいるにも拘らず、他国法に対する不信感をあらわにするものであるという指摘もある<sup>57</sup>。とはいえ、抵触法的アプローチでは、当事者が仲裁合意の準拠法について、主契約の準拠法と別個に明示的に合意することはあまり考えられず、黙示合意の探求は困難を極めよう。また、仲裁合意の準拠法として仲裁地法を適用するとして

<sup>47</sup> Cass., 1<sup>re</sup> civ., 20 déc. 1993, *JDI* 1994, p. 432, note E. Gaillard; *Rev. arb.* 1994, p. 118, note H. Gaudemet-Tallon

<sup>48</sup> Cass., 1<sup>re</sup> civ., 7 mai 1963, *JCP* 1963, II, 13405, note B. Goldman

<sup>49</sup> Gaudemet-Tallon, *supra* note 47, p. 120。ただし同評釈では、破棄院は、既にEcofisa判決 (Cass., 1<sup>re</sup> civ., 4 déc., 1990, *Rev. arb.* 1991, p. 81) において、仲裁条項の解釈は国家法の適用から免れることを黙示的に認めていたとする。

<sup>50</sup> Uni-kod判決 (Cass., 1<sup>re</sup> civ., 30 mars 2004, *Rev. arb.* p. 959) では「国際仲裁法の実質規範 (*règle matérielle du droit de l'arbitrage international*)」という表現に改められている。

<sup>51</sup> Loquin, *supra* note 6, para. 130; Loquin, E., *Les règles matérielles du commerce international*, *Rev. arb.* 2005, p. 443, at 444

<sup>52</sup> Loquin, *supra* note 6, para. 130; Seraglini & Ortscheidt, *supra* note 10, para. 582

<sup>53</sup> Fouchard et al., *supra* note 31, para. 442 Dalico判決にいう「国際的公序」は、伝統的な国際私法上の「国際的公序」(排除的公序)とは異なるものである (Gaudemet-Tallon, *supra* note 47, p. 125)。正義の観点からの最低限の要求と解すべきである (Gaillard, *supra* note 47, p. 439)。

<sup>54</sup> このように解すると、Dalico判決における「フランス法の強行法規」と「国際的公序」の区別は不明瞭である。Gaillard教授は、同判決評釈において、この表現の重複は、フランス裁判所が超国家法に向けて漕ぎ出した徴候であり、将来は「国際的公序」のみが言及されるようになるだろうと予測する (Gaillard, *supra* note 47, p. 439)。実際に「国際的公序」のみが言及された判決もあるが (Cass., 1<sup>re</sup> civ., 21 mai 1997, *Rev. arb.* 1997, p. 537)、Uni-kod判決 (*supra* note 50) では再び「フランス法の強行法規」と「国際的公序」の両方が示されている。

<sup>55</sup> Fouchard et al., *supra* note 31, para. 442

<sup>56</sup> Racine, *supra* note 40, para. 11

<sup>57</sup> Seraglini & Ortscheidt, *supra* note 10, para. 597

も、そもそも仲裁地は、当事者の便宜によって決められることが多く、紛争との関連性は弱い<sup>58</sup>。仲裁合意に関する規律について、法域による差異がなおも残存する現在において、一切の国家法の適用を排除し、単に「実質規範」だけに服せしめるアプローチは、もっとも中立的であるといえよう。

そして、関与ルールも、この「仲裁に関する国際法の実質規範」に含まれると解されている<sup>59</sup>。したがって、仲裁地がどこであろうと、事件がフランスの裁判所に扱われる限り、関与ルールに従って、非署名者が仲裁条項に服するか否かが判断されることになる<sup>60</sup>。例えば、ABS事件やKorsnas事件では、それぞれフィラデルフィア、ストックホルムを仲裁地とする仲裁条項の拡張が争われた事件である。これらの事件では、仮に抵触法的アプローチを採ると、たとえ事件がフランスの裁判所に係属しても、仲裁地法であるそれぞれフィラデルフィア法、スウェーデン法に照らして、非署名者が仲裁条項に拘束されるか否かが判断されるはずである。しかし、フランスの裁判所は、このような外国法を一切考慮せず、関与ルールに従って仲裁合意の拡張を認めた。

## 2 仲裁合意の諾成主義

仲裁合意の方式について、ニューヨーク条約では、仲裁合意は書面によるべきことが定められている（2条1項）。日本でも、条件

が緩和されているとはいえ、仲裁合意の書面性が要求されている（仲裁法13条）。

これに対して、フランスでは、従前から、国内事件における仲裁合意の書面性要件（新民訴法〔1981年〕1443条、1449条）は国際仲裁には適用されず、当事者は自由な方式で仲裁合意を結ぶことができると解されてきた<sup>61</sup>。例えば、Bomer Oil事件1993年判決では、契約の相手方から仲裁条項が含まれたモデル契約書を引用した注文書を受け取り、それに留保を付さなかったことを理由に、当該仲裁条項の存在と内容を認識し、受け入れたものと扱われ、当事者間の仲裁合意の存在が認定された<sup>62</sup>。

現行民訴法〔2011年〕1507条では、「仲裁合意は、いかなる方式要件にも服さない」と明文で定められている。このルールも、「仲裁に関する国際法の実質規範」に含まれると解されている<sup>63</sup>。

仲裁合意の拡張の場面において、契約に署名していないにも拘らず、その契約に含まれる仲裁合意に拘束されることを認めることに対しては、仲裁合意の方式要件の観点からも問題が提起されうる<sup>64</sup>。しかし、方式要件を全廃したフランス法の下では、契約に関与した者が仲裁条項を含む契約に署名していないことは、仲裁合意の拡張を認める上で、なんら障碍にならない。

<sup>58</sup> Gaillard, *supra* note 47, p. 441; Fouchard et al., *supra* note 31, para. 443

<sup>59</sup> Loquin, *supra* note 6, para. 151 et seq.; Seraglini & Ortscheidt, *supra* note 10, para. 713

<sup>60</sup> P. Y. Tschanz, note s/s Paris, 30 nov. 1988, *Rev. arb.* 1989, p. 691

<sup>61</sup> Poudret & Besson, *supra* note 9, paras. 202-203, 219

<sup>62</sup> Cass. 1<sup>re</sup> civ., 9 nov. 1993, *JDI* 1994, p. 690, note E. Loquin; v. également Cass. 1<sup>re</sup> civ., 3 juin 1997, *RCDIP* 1999, p. 92, note P. Mayer. 同様の帰結は、日本など仲裁合意に書面性要件を課している国においても、書面性要件を緩やかに解することで得られるだろう。モデル法（2006年）でも、第7条Option IIにおいて、書面性要件を大幅に緩和し、Option IIではさらに書面性要件そのものを撤廃することが提案されている。

<sup>63</sup> Seraglini & Ortscheidt, *supra* note 10, para. 660

### 3 仲裁合意の消極効

また、仲裁合意の消極効についても、フランスでは他の国とは異なった考え方が採られている。日本では、仲裁合意の存在は妨訴抗弁として機能しているとされており、仲裁合意に係る事項について裁判所に訴えが提起され、相手方が仲裁合意の存在を主張した場合、裁判所は、仲裁合意の存否、有効性について本案に先立って審査し、仲裁合意が有効に成立していることが証明された場合は、訴えを不適法却下するとされる（日本仲裁法14条1項1号）<sup>65</sup>。

これに対して、フランスでは、仲裁合意に係る紛争についてフランスの裁判所に訴えが提起された場合は、裁判所は、仲裁廷が紛争を受理<sup>66</sup>する前であり、かつ、当該仲裁合意が明らかに無効または明らかに適用不可能であるときでない限り、自らの管轄権の不存在を宣言しなければならない（仏民訴法1506条1号、1448条1項）。このルールも、「仲裁に関する国際法の実質規範」に含まれると解されている<sup>67</sup>。仲裁合意が国家裁判所の審判権を排除する点ではフランスも同じであるが、裁判所の審査がかなり限られている。

仲裁合意の「明らかに無効、または明らかに適用不可能」の判断の際には、仲裁合意の存在、有効性について一応の (*prima facie*) 審査がなされるとどまる<sup>68</sup>。契約に關与し

ている以上、その者が契約に署名していないとしても、その者につき仲裁合意が存在しないことは明らかとはいえないことになる<sup>69</sup>。

さらに、仲裁廷が成立した後に、裁判所に訴えが提起された場合は、この明らかな無効、適用不可能性を審査することなく、直ちに訴えを却下することになる。裁判所は、仲裁廷が仲裁判断を下した後、その取消しの申立てがあった場合に限り、事後的に審査するとどまる。仲裁合意の有効性や範囲の判断について、仲裁廷が裁判所に先行して判断する権限を付与することで、仲裁合意の自律性を、仲裁廷の管轄権の面から補強しているといえる<sup>70</sup>。

Phase 3の裁判例の内、ABS判決やRoger判決では、仲裁合意を拡張する基準が緩やかになっている（先述II、2）。この2件では、最初に裁判所に訴えが提起され、その場で仲裁条項の存在が妨訴抗弁として主張された事例であり、非署名者が契約にどのように関与していたかについて詳細な分析が行われているとはいえない。

これに対し、同じPhase 3の裁判例でも、Dallah事件などの事例は、仲裁廷が自らの管轄権について判断して仲裁判断を下した後で、その判断について、フランスの裁判所で取消しが申し立てられた事例である。このような事例では、裁判所は、非署名者の契約へ

<sup>64</sup> Born, *supra* note 9, p. 1489 et seq. 書面性要件を課す国であっても、スイスでは、元の当事者の間での仲裁合意の成立と、その仲裁合意の第三者への拡張の可否を区別し、仲裁合意に要求される方式要件は前者の問題のみにかかることとされる (Tribunal fédéral, 1<sup>re</sup> civ., 16 oct 2003, 22 ASA Bull. 364 (2004) ; Habegger, *Extension of Arbitration Agreements to Non-Signatories and Requirements of Form*, 22 ASA Bull. 398, 410 (2004)). 仲裁合意の非署名者への拡張の可否の本質的な問題は、その者の仲裁合意の存否である (Ferrario, P., *The Group of Companies Doctrine in International Commercial Arbitration: Is There any Reason for this Doctrine to Exist?*, 26(5) Journal of International Arbitration 647, 2009, at 648).

<sup>65</sup> 小島武司・猪股孝史『仲裁法』(日本評論社、2014年) 120頁

<sup>66</sup> 仲裁廷は、仲裁人が付託された任務を引き受けた時に構成され、この時点で、紛争は仲裁廷に受理される。仏民訴法1506条2号、1456条1項。

<sup>67</sup> Seraglini & Ortscheidt, *supra* note 10, para. 680

<sup>68</sup> Loquin, E., *La réforme du droit français interne et international de l'arbitrage*, RTD com. 2011, p. 255, para. 35

<sup>69</sup> Loquin, E., *Le contrôle de l'inapplicabilité manifeste de la convention d'arbitrage*, RTD com. 2006, p. 764

<sup>70</sup> Racine, *supra* note 40, para. 11

の関与の態様についてより詳細な分析をおこなった上で、その者に対する仲裁合意の拡張を肯定している。

このようにみると、現在のフランスの裁判例では、契約書に含まれる仲裁条項が非署名者を拘束するか否かについて、二重の基準を採用していることが分かる。一つは、仲裁判断が出た後で、その取消しが裁判所に申し立てられた場合である。この場合は、先述した通り、裁判所は、非署名者の関与が、契約に係るプロジェクトの実現のために重大な寄与であったどうかを基準として判断している。

もう一つは、裁判所に訴えが提起されたときに、仲裁合意が妨訴抗弁として主張された場合である。この場合は、裁判所は、非署名者の契約への関与の態様について、さほど詳細な分析を行うことなく、非署名者を拘束する仲裁合意が存在しないことが明白か否かという基準によって、仲裁合意の拡張を判断している。この場合は、かなり緩やかな基準によって仲裁条項の拡張を認めることになる。

#### 4 小 括

フランスでは、国際仲裁について、超国家的な法秩序に属するというイメージが持たれており、国際仲裁は、その正当性を各国家から承認されることによって成立した、各国家の国内法制度からは超越した世界であると考えられている。このような国際仲裁の世界では、国内法の適用は排除されており、多様な国内法から収斂された、法の一般原則にのみ規律される<sup>71</sup>。関与ルールに関する、特に初期の裁判例に、「国際取引の慣習」への言及が見られたのも、この考え方の反映であると

思われる<sup>72</sup>。そして、フランスの裁判所は、関与ルールを「仲裁に関する国際法の実質規範」を構成するルールとして、仲裁地がどこであるかに拘らず、このルールによって仲裁条項の非署名者に対する拡張の可否を判断している。

#### おわりに（結語）

仲裁合意の効力を尊重する傾向は、今や世界中で見られるが、フランスにおいては、国際仲裁に対する親和的な態度が他国とは異なるかたちで顕れており、本稿で検討した関与ルールもその一例といえる。

関与ルールは、国際仲裁は超国家的法秩序に属するという、フランスに特有の国際仲裁の考え方の反映であると考えられる。このルールは、仲裁に関する制限を最小限に抑え、仲裁合意の効力を最大限に尊重するものであり、それ自体は評価に値すると思われる。

しかし、このような超国家的な国際仲裁観は、フランス以外の国では共有されているとは言えない。関与ルールについても、非署名者の行動や契約を取り巻く諸事情から非署名者の仲裁合意を推認するという手法は、特に英米法圏のように、契約書の記載を厳格に解釈する傾向にある法制度の下では受け入れられないのではないと思われる。

とはいえ、この超国家的な国際仲裁観は、たとえ現在の国際仲裁の状況に即したものではないとしても、国際仲裁を国家法による規制から解放し、仲裁の正統性を高めるという点では、大変魅力的な理想像であろう。フランスの裁判所は、関与ルールを通じて、契約

<sup>71</sup> Gaillard, *Aspects philosophiques du droit international privé*, supra note 40, para. 50

<sup>72</sup> ICC n° 4131, interim award, 23 sep. 1982; Paris, 21 oct. 1983; Pau, 26 nov. 1986; Paris, 31 oct. 1989; Paris, 11 janv. 1990

## 7. 超国家法的仲裁への希求

に關係する広範囲の利害關係人を仲裁廷の管轄下に服させることで、国際取引紛争の解決手段としての仲裁の有効性を最大限高めてきたのである。

国際仲裁は、長らく国際取引から生じる紛争の主たる解決手段としての地位に君臨してきた。しかし、近年では、本稿で扱った第三者の手續参加における不都合を始めとして、仲裁手續の問題点が指摘されている。それと相応するかのように、SICCが開設され、国際仲裁によらない国際取引紛争解決の新しい選択肢が模索されている。伝統的には国家機関の一翼として国内法の適用に力を置いてきた裁判所が、グローバル化する取引活動に対応して、その役割を変えようとしている。

このような国際取引紛争解決の変革のうねりを前に、国際仲裁はどうあるべきであろうか。国際仲裁は、仲裁判断の国際的通用力の点で、今でも訴訟手續に対して圧倒的な強みを持つ。そうであれば、仲裁判断の国際的な執行可能性を高めるためには、仲裁判断の承認・執行または取消しの段階での裁判所の介入が最小限であるべきであろう。

さらに、国際仲裁は、特定の国家の法制度や裁判所の介入を回避することができる点が、元来その魅力の一つであった。そうであれば、国際仲裁において、国家法の適用を排除し、仲裁合意の解釈や仲裁手續の適切な運営のための最小限の規制を課した「実質規範」の規律のみに服せしめるのは、国際仲裁の魅力をさらに高めることにつながるのではないか。

本稿で扱ったフランスの考え方は、紛争解決手段としての仲裁の有効性に対して疑問が提起されている現代において、国際仲裁の魅力を再考する契機になるとと思われる。

# 越智報告コメント

中村 達也  
国士舘大学法学部 教授

本報告は、主に、仲裁合意の人的範囲の拡張に関するフランス判例法の変遷を辿り、それを分析するものである。この仲裁合意の効力の人的範囲に関しわが国の裁判例は少なく、とりわけ日本法の解釈として判断したものと解される判例集に登載された裁判例としては、名古屋地判平7・10・27海法150号33頁しかない。この事件では、日本法人と英国法人との間で締結された仲裁条項を含む代理店契約に関し日本法人が英国法人による代金未払いに対し、英国法人の取締役社長と取締役が契約製品を詐取する目的で契約を締結したものであるとして、英国法人、取締役社長および取締役を被告として損害賠償請求訴訟を提起したのに対し、「……被告ら3名について統一的に判断することが望ましく、本件訴訟を分離して別個の紛争解決機関において審理判断することは相当であるとはいいがたい。……よって、当裁判所としては、条理に従い、右被告両名についても本件仲裁契約の適用を受けるべきものと解する」と判示している。

この問題に関する諸外国の状況に関しては、とりわけ、米国においては判例法が形成されてきており、代理 (agency) の法理のほか、第三受益者 (third party beneficiary) の法理、エクイティ上の禁反言 (equitable estoppel) の法理等により仲裁合意の非署名者にも仲裁合意の効力が及ぶことがある。他方、フランスにおいては、グループ会社の法

理 (doctrine of group companies) により仲裁合意の非署名者に対し仲裁合意の効力が及ぶことがある。このグループ会社の法理を認めた著名なダウ・ケミカル事件のパリ控訴院判決 (Société Isover-Saint-Gobain v. Société Dow Chem., 1984 Rev. Arb. 98) があるが、本報告は、Phase 1 として、この裁判例のほか1980年代のフランスの裁判例においては、全当事者の共通の意思を認めて、契約の締結、履行、終了に関与した非署名者が仲裁合意に拘束されるとする。そして、Phase 2 として、1980年代末から1990年代にかけては、非署名者が契約に関与したという行動から仲裁合意に服する旨の黙示の合意が推定されてきたが、Phase 3 として、2000年代以降は、当事者の意思への言及はなく、非署名者の契約への関与から直ちに仲裁合意が非署名者に拡張され、仲裁合意の拡張の客観化がみられるとする。このように本報告は、フランス判例法理を3つの段階に区分し、判例の変遷を分析している。また、フランス法は、仲裁合意が国家法から自律し、仲裁合意の効力は抵触法的アプローチにより指定される国家法ではなく、一切の国家法の適用を排除し、「仲裁に関する国際法の実質規範」に照らして判断するという立場を採り、仲裁合意の人的範囲の拡張に関するフランス判例法は、この実質的規範に含まれるという。

わが国の先行研究において、仲裁合意の人的範囲の拡張に関するフランス判例法を分

析、整理するものではなく、この点に関し本報告は意義の大きいものである。

仲裁は言うまでもなく当事者の合意に基づく紛争解決手続である。したがって、仲裁合意の効力が及ぶ人的範囲については、まずは、当事者の意思により判断されなければならない。当事者の意思に依拠しない場合には、たとえば、禁反言の法理といった別の法理論に依拠することになる。この点に関し、非署名者による契約の関与から仲裁合意の拡張を客観化するフランス判例法の立場は、個別の事実関係によっては非署名者に仲裁合意の効力を及ぼすことが妥当であるとしても、冒頭で挙げた名古屋地裁の判決と同様に、本報告を見る限り、非署名者の契約への関与という事実から何故に非署名者に対し仲裁合意の効力が及ぶのか、その根拠が示されていないように思われる。

本報告でも指摘されているように、国際仲裁において多数当事者仲裁の事件が増えており、また、わが国においてこの問題に関する検討が十分になされていない実情に鑑みると、フランス判例法の立場を更に進め、非署名者へ仲裁合意の人的範囲を拡張する法理論を検討していく必要があると考える。